

請 願 文 書 表			
受理年月日	平成 26 年 6 月 11 日	請 願 者	長浜市祇園町 3 6 5 番地 全教滋賀教職員組合 執行委員長 瀧上 正昭
受理番号	請 願 第 1 号		
請 願 件 名	「地方教育行政への国や首長の関与の強化に反対することに関する意見書」の提出を求める請願		
請 願 要 旨	【請願趣旨】 中央教育審議会教育制度分科会の「今後の地方教育行政の在り方について(答申)」(以下、「答申」)を受け、与党において「地方教育行政の組織及び運営に関する法律(地教行法)」が、第 186 回通常国会に提出され、可決されました。 「答申」は、教育委員会制度について、首長を地方教育行政の執行機関とし、教育長をその補助機関に位置づけ教育行政の責任者とする、教育委員会は存置するものの首長の「特別な付属機関」と位置づけ、首長が教育長を任命・罷免できるとしており、教育行政の中立性は担保されないものとなっています。同時に、「国がしっかりと公教育の最終責任を果たせるよう」「その権限を明確にするための方策を検討する」ことを口実に、国による地方教育行政への統制を強化するものとなっています。 首長が「総合的教育施策会議(仮称)」を主宰して「大綱的方针」を策定することや、教育長と教育委員長を兼務する「代表教育委員(仮称)」を設置し、首長にその任命・罷免の権限を与えるものとなっています。さらに、文部科学大臣が地方教育委員会に「是正要求・指示」を出せる要件を緩和し、国の介入・干渉を強めるようにすることを含めて、教育委員会の独立性や中立性を損なうものとなっています。 戦後、戦前の軍国主義教育の反省の上に立って、地方教育行政は、学問の自由や教育を受ける権利など基本的人権の保障、地方自治の原則などに則り、国や行政権力から独立し、国民に直接責任を負って行われるものへと変革されました。それは、成長・発達の主体は、子どもたちであり、その子どもたちの実態から出発することなしに教育の目的である人格の完成はなしえないとの教育の条理から導き出されたものでもありました。こうした基本原理をないがしろにし、首長や国の権限を強化することは、子どもたちの成長や発達をその時々首長や政府に従属させるものとなってしまう、教育現場が振り回されることになりかねません。 マスコミ報道でも「(首長を地方教育行政の執行機関とする制度が)実現すれば、戦前の軍国主義教育への反省から、国や政治家に対する歯止め役を担ってきた教育委員会制度の根幹が揺らぐ」(東京新聞)「首長が選挙で交代するたびに、教育の目標や教科書採択の方針が変わることになれば、教育現場に混乱を招きかねない」(読売新聞)などの懸念が表明されています。 改悪された地方教育改正法は、憲法の理念に背き、教育への政治支配を強化するものであります。 よって、政府や与党に対し、①地教行法の改正作業を中止すること、②地方教育行政にあたっては、教育委員会を執行機関として存置し、首長や国の権限を強化しないことを旨とする意見書を提出していただきますよう請願いたします。		
紹介議員	加藤 昌宏 川崎 益弘		